市長の専決処分事項の指定についての一部を改正する指定(案)についての意見提案手続 ご意見と市議会の考え方

令和6年12月25日から令和7年2月7日までの期間に実施した「市長の専決処分事項の指定について(案)への意見を募集します」について、寄せられたご意見と、指定(案)へのご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。

お寄せいただいたご意見は、議会運営委員会における協議の参考とさせていただきます。

- 1. 意見募集の概要
- (1) 募集期間 令和6年12月25日(水)から令和7年2月7日(金)まで
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか
- 2. 意見総数

人数:2人 件数:2件

No.	条文	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の
			考え方
1	第3項	地方自治法第 180 条による専決処分にすることができる事項に、解散、欠員等の事由による選挙費	地方自治法第102条の2
		に係る予算の補正を加えることについて、反対します。	第1項による通年会期を導
		理由は、地方自治法第 180 条に基づいて、議会が指定できるのは、「軽易な事項」に限定されてい	入している多くの市議会
		ますが、所沢市は、2024年 10月 27日に実施された衆議院選挙で、約1億2千万円の選挙費がか	で、解散、欠員等による選
		かっており、「軽易な事項」には該当するとは思われないからです。	挙費に係る予算の補正を地
		それでも、なお、地方自治法第 180 条による専決処分にすることができる事項に加えることをご検	方自治法第180条第1項
		討されるのであれば、「解散、欠員等の事由による国会議員の選挙費に係る予算の補正で、かつ、	の規定により、市長におい
		選挙執行事業費が選挙委託金の範囲に収まってる場合」と変更した上で追加することをご提案致し	て専決処分するものができ
		ます。	るとしております。
		ご提案した文面が、もし条例や規則に基づいた表記になっていないようであれば訂正を、あわせて	そのため、ご指摘の追記は
		市民目線でより理解しやすいように文面のブラッシュアップをお願いできればと存じます。	せず、他市議会と同様に規
			定します。

(補足説明)

地方自治法第 180 条に基づいて、議会が指定できるのは、「軽易な事項」に限定されています。 そして、東京高等裁判所平成 13 年 8 月 27 日判決によれば、「軽易な事項に該当するのかの判断 は、第一次的には議会の判断にゆだねられている」とされています。

所沢市議会のホームページで公開されている令和6年11月21日(木)の議会運営委員会会議記録(概要)を参照しました。

これによると、大石委員長が、「市長の専決処分事項の指定」に「解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること」を追加する説明をした際に、執行部から議長に申し入れがあったことを説明されています。

そして、瀧澤議会事務局参事が、「市に裁量の余地がほとんどない解散、欠員等の事由に基づく選挙費の予算の補正について、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分に加えるものです。」という追加説明をされています。

しかしながら、「軽易な事項に該当する」旨の説明も、そのような議論が全くされていません。 そこで、所沢市情報公開条例に基づいて、「解散、欠員等の事由による選挙費に係る予算の補正」 が軽易な事項であることを確認できる資料を請求しましたが、文書の不存在として、公文書非公開 決定がされました。

(公文書非公開決定通知書 所議第869号 令和7年1月9日付 発信者:所沢市議会議長松本明信様)

上記を総合的に判断すると、市民目線では、議会が「軽易な事項」であることを適切な手続きに基づいて判断していない状態で、地方自治法第 180 条による専決処分にすることができる事項に追加するというパブリックコメント手続きを開始したようにしか見えませんので、反対します。

次に、文面追加したご提案について説明します。

選挙執行事業費がかかりますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づいて選挙

委託金が給付されます。

所沢市目線で言えば、選挙執行事業費は支出、選挙委託金は収入に該当します。

そして、選挙執行事業費(支出)<=選挙委託金(収入)となっていれば、所沢市への財政には悪 影響はありませんから、財政面を根拠に「軽易な事項」であると判断し、地方自治法第 180 条によ る専決処分に追加するというロジックになります。

選挙執行事業費(支出) > 選挙委託金(収入)である場合は、つまり足が出た場合は、従来通り 地方自治法第179条による専決処分の対応をすればよいと思います。

現在、所沢市は中核市移行を目指して対応中です。

執行部は、中核市への移行による移譲事務の増加に伴う経費については、基本的に地方交付税で措置されると説明しています。しかしながら、上手にやりくりをしないと、足が出て、中核市に移行したために、財政状況が悪化し、市民サービスへの影響が懸念されます。

2024年10月の選挙では、選挙執行事業費(支出) > 選挙委託金(収入)、つまり足が出た結果 となっています。

「解散、欠員等の事由による国会議員の選挙費に係る予算の補正で、かつ、選挙執行事業費が選挙 委託金の範囲に収まってる場合」と変更することを提案したのは、執行部に更に良い方法を出して もらうきっかけになればという気持ちと、中核市への移行にするにあたり上手にやりくりし、足が 出ないように準備をしっかりして下さいというメッセージに、きっとなると思ったからです。幸い なことに、所沢市の職員は目標を踏まえて努力される方が非常に多いので、それを期待してご提案 の文面を作成しました。最後までお読みいただきありがとうございます。上記ご検討いただければ 幸いです。

2 第3項

妥当な改正案だと評価します。しいて申し上げれば、「軽易な事項」であることをより客観的にするために、予算額に上限を設けることができればよりよいように思いました。

ご指摘のとおり、地方自治 法第102条の2第1項に よる通年会期を導入してい 所沢市議会は今年 2025 年 5 月から通年会期制に移行予定であり、地方自治法第 179 条による緊急 の市長の専決処分が制度上成立しなくなることから、市長提出議案を遅滞なく審議する責務は今ま で以上に大きくなります。ここであらかじめ地方自治法第 180 条により「軽易な事項」を議会の委任に基づく市長の専決処分事項として指定することは、議会が機動的に対応しづらい状況や案件であっても市政を停滞させない、リスク低減の意味合いがあるものと受け止めました。

今回の改正案で新たに指定される「解散、欠員等の事由による選挙費に係る予算を補正すること。」については、令和6年11月21日の議会運営委員会会議記録を拝見したところ、執行部からの申し入れに応じて議会が改正案を作成したものと理解いたしました。同様の専決処分事項は、やはり通年会期制を採用している島根県浜田市でも指定されていることから、先例にも合致するものだと言えます。また、市議会による説明「解散、欠員等の事由による選挙の場合、事由が生じてから公示(告示)までの期間が短い場合が多く、臨時議会を開催する暇がなく、選挙の執行に当たっては市の裁量の余地がほとんどない」も妥当であるように思います。

あとは、この指定が金額的にも「軽易な事項」と言えるか否かが要点であるように思いました。所 沢市における具体的な事例として、平成 26 年 12 月定例会で専決処分の報告がされた衆議院解散後 の衆議院議員選挙執行費は、予算額で 8,384 万円、決算額で約 6,445 万円(A)でした。また、平成 26 年度の一般会計の決算総額は約 974 億 0758 万円(B)でした。決算額で比率(A÷B)を計算すると 約 0.066%になるかと思います。こういった金額や比率を基に上限をあらかじめ定められればベタ ーでしょうが、指定を運用する中で、報告された専決処分の額が実際に軽易であることを議会がチェックしていく方法もあり得ると思います。いずれにせよ、市議会が行政監視の権能をよりよく行 使されることをお願い申し上げて、パブリックコメントといたします。

る多くの市議会で、解散、 欠員等による選挙費に係る 予算の補正を地方自治法第 180条第1項の規定によ り、市長において専決処分 するものができるとしてお ります。

市議会のチェックが適切に 機能するよう、今後の議会 運営の参考とさせていただ きます。